



令和 6 年度第 2 回湘南西部地区保健医療福祉推進会議 資料 4

県の補助事業における 地域包括医療病棟の取扱いについて

本資料では、令和 6 年度診療報酬改定により新設された「地域包括医療病棟」について、県補助事業（回復期病床等転換施設整備費補助・病棟等転換準備経費支援事業費補助）の取扱いについて整理を行いましたので、ご報告するものです。

◇地域包括医療病棟の補助対象への追加について

- 1 背景
- 2 現行の県補助事業（回復期病床等施設整備費補助）の概要
- 3 現行の基金要綱（別表 2 回復期病床等施設整備費補助）
- 4 現状と対応方針
- 5 基金要綱改正案（別表 2）
- 6 今後の想定スケジュール等

◇過去に県の補助を受けて急性期から回復期に転換した病棟を地域包括医療病棟に再転換する場合の補助金返還の考え方について

- 7 背景
- 8 対応方針

地域包括医療病棟の補助対象への追加について

1 背景

背景

- 令和6年度診療報酬改定にて、「**地域包括医療病棟**」が新設された。
- 地域包括医療病棟は、「**急性期**」と「**回復期**」双方の**病床機能**を有しているところ、令和6年7月10日付厚生労働省WGにて、**地域包括医療病棟の病床機能の取扱い**が示され、主に提供している機能の実態に照らして**急性期機能と回復期機能のいずれかを自主的に選択**することとなった。



- 地域包括医療病棟を回復期で報告する可能性が示されたことから、回復期病床を対象としている県の補助事業（**回復期病床等転換施設整備費補助（回復期等転換補助）**・**病棟等転換準備経費支援事業費補助（転換準備支援補助）**）について、**主に回復期機能を提供する地域包括医療病棟を補助対象にするかどうか**、整理する必要がある。

【地域包括医療病棟の概要】

地域包括医療病棟	
病棟の趣旨	高齢者急性期を主な対象患者として、治す医療とともに同時に支える医療（リハビリ等）を提供することで、より早期の在宅復帰を可能とする。
看護配置	10対1以上
重症度、医療・看護必要度の基準	・「A 2点以上かつB 3点以上」、「A 3点以上」、「C 1点以上」のいずれかに該当する患者割合が16%以上（必要度Ⅰ）又は15%以上（必要度Ⅱ） ・入棟初日にB 3点以上の患者割合が50%以上
在院日数	平均在院日数 21日以内
救急医療体制	24時間救急搬送を受け入れられる体制を構築していること 画像検査、血液学的検査等の24時間体制救急医療管理加算等による評価
救急実績	緊急入院割合:緊急入院直接入棟 1割5分以上
リハビリ	PT、OT又はST 2名以上の配置、ADLに係る実績要件
在宅復帰率	80%以上 (分子に回リハ病棟等への退院を含む)

参考：病床機能報告上の取り扱い

(出典)令和6年7月10日
厚生労働省WG資料



地域包括医療病棟入院料の取扱いについて（案）

- 令和6年度診療報酬改定において、高齢者の救急患者をはじめとした急性疾患等の患者に対する適切な入院医療を推進する観点から、高齢者の救急患者等に対して、一定の体制を整えた上でリハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に提供することについて、新たな特定入院料として「地域包括医療病棟入院料」が創設された。
- 当該入院料については、病棟が主に回復期機能を提供している場合は回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択することとしてはどうか。

<対応案（イメージ）>

急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能

回復期機能

- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能
- 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）

慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

● 地域包括医療病棟入院料（※）

※ 地域包括医療病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択

2 現行の県補助事業（回復期等転換補助）の概要

事業の目的

- 回復期病床等の不足する病床機能への転換を図る医療機関の施設整備に対して補助することにより、回復期病床等の増床を図る。

事業の概要

概要	【回復期機能への転換】 ・急性期病床等から回復期リハビリテーション等への転換に対する補助（新たな施設設備含む） 【慢性期機能への転換】 ・急性期病床等から慢性期機能（療養病床等）への転換に対する補助（新たな施設設備含む）
補助対象経費	【回復期機能への転換】 ・回復期リハビリテーション病棟入院料等を算定する病床開設のために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。 ・補助率：3/4 【慢性期機能への転換】 ・緩和ケア病棟入院基本料等を算定する病床開設のために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。 ・補助率：3/4

2 現行の県補助事業（転換準備支援補助）の概要

事業の目的

- 「神奈川県地域医療構想」の更なる推進に向けて、将来において不足する病床機能を担う病棟又は病室の整備に当たり、必要な経費の一部を補助することで、本県における病床機能の分化・連携を促進する。

事業の概要

概要	・急性期病床等から回復期病床への転換に対する補助 ・回復期病床の新設に対する補助
補助対象経費	回復期病床への転換に伴い発生する準備経費（転換前6カ月に発生する経費に限る） ・看護職員の訓練期間中の人件費 ・職員募集、普及啓発に係る経費 ・補助率3/4

3 現行の基金要綱（別表2 回復期病床等施設整備費補助）

事業区分	基準額	補助対象経費	補助率
10-(1) 回復期病床等 転換施設整備 費補助	新築・増改築 1床当たり 5,677千円 改修（増床） 1床当たり 3,965千円 改修（転換） 1床当たり 5,677千円	「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定める以下のいずれかの施設基準等を満たす施設を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 1 回復期病床の整備 ア 回復期リハビリテーション病棟入院料 イ 地域包括ケア病棟入院料（又は入院医療管理料） 2 慢性期病床の整備 （ただし、第7次神奈川県保健医療計画で設定する横浜二次保健医療圏、川崎北部二次保健医療圏、川崎南部二次保健医療圏又は県央二次保健医療圏において整備を行う場合に限る。） ア 療養病棟入院料（又は特別入院基本料） イ 有床診療所療養病床入院基本料 ウ 緩和ケア病棟入院基本料 エ 特殊疾患病棟入院料（又は入院医療管理料） オ 障害者施設等入院基本料 ただし、次に掲げる費用を除く。 (1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 外構工事及び造園工事に要する費用 (3) 設計業務、監理業務に要する費用 (4) 既存建物の買収に要する費用 (5) 新築工事の場合の既存建物の解体工事に要する費用 (6) 病棟を維持するための維持修繕に要する費用 (7) その他整備費として適当と認められない費用 (注) 上記に掲げる事項の詳細については、別添8に定めるものとする。	4分の3

3 現行の基金要綱（別表2 病棟等転換準備経費支援事業費補助）



事業区分	基準額	補助対象経費	補助率
10-(3) 病棟等 転換準備経費 支援事業	567千円×補助対象病床数	「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定める施設基準等を満たす<u>回復期リハビリテーション病棟（病室）又は地域包括ケア病棟（病室）</u>の整備に伴い発生する以下の準備経費。 （開設前6カ月に発生する経費に限る） ・看護職員（看護師、准看護師、看護助手）の訓練期間中の人件費 ・職員の募集に係る経費（人件費除く） ・普及啓発に係る経費（人件費除く）	4分の3

4 現状と対応方針

<現状>

- 現行の基金要綱では、回復期転換補助・転換準備支援補助ともに、地域包括医療病棟が記載されていないため、**急性期病棟から主に回復期機能を提供する地域包括医療病棟に転換する場合でも補助対象にできない。**

<対応方針>

- 要綱改正により、主に回復期機能を提供する地域包括医療病棟を今年度以降の補助対象にできるよう位置付けることとする。

※ 主に急性期機能を提供する地域包括医療病棟に転換する場合は**補助対象外**。

※ 転換後の機能については、毎年度の病床機能報告で確認する。

5 基金要綱改正案（別表2）

新	旧
別表2 10-(1)回復期病床等転換施設整備費補助 「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定める以下のいずれかの施設基準等を満たす施設を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 1 回復期病床の整備 ア 回復期リハビリテーション病棟入院料 イ <u>地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料（主に回復期機能を提供する病棟又は病室に限る。）</u> ウ 地域包括医療病棟入院料（主に回復期機能を提供する病棟に限る。） 10-(3) 病棟等転換準備経費支援事業 「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定める施設基準等を満たす回復期リハビリテーション病棟（病室）、<u>地域包括ケア病棟（病室）（主に回復期機能を提供する病棟又は病室に限る。）</u>、<u>地域包括医療病棟（主に回復期機能を提供する病棟に限る。）</u>の整備に伴い発生する以下の準備経費。	別表2 10-(1)回復期病床等転換施設整備費補助 「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定める以下のいずれかの施設基準等を満たす施設を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 1 回復期病床の整備 ア 回復期リハビリテーション病棟入院料 イ <u>地域包括ケア病棟入院料（又は入院医療管理料）</u> 10-(3) 病棟等転換準備経費支援事業 「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定める施設基準等を満たす回復期リハビリテーション病棟（病室）<u>又は地域包括ケア病棟（病室）</u>の整備に伴い発生する以下の準備経費。

5 基金要綱改正案（別添 8）

新	旧
別添 8 2 定義 (1)「回復期病床等転換施設整備費補助」事業における回復期病床及び慢性期病床とは、次に示す診療報酬の施設基準のいずれかを満たし、診療報酬上で算定している病床とする。 ア 回復期病床 ①回復期リハビリテーション病棟入院料 ② 地域包括ケア病棟入院料 <u>又は入院医療管理料（主に回復期機能を提供する病棟又は病室に限る）</u> ③ <u>地域包括医療病棟入院料（主に回復期機能を提供する病棟に限る。）</u>	別添 8 2 定義 (1)「回復期病床等転換施設整備費補助」事業における回復期病床及び慢性期病床とは、次に示す診療報酬の施設基準のいずれかを満たし、診療報酬上で算定している病床とする。 ア 回復期病床 ①回復期リハビリテーション病棟入院料 ②地域包括ケア病棟入院料 <u>（又は入院医療管理料）</u> _____ _____ _____

6 今後の想定スケジュール等

- 令和6年**10月3日付けで要綱を改正し、募集を開始している。**
- 補助の対象経費は、交付決定を行った以降の経費に限る。また、予算に上限があることから、予算の範囲内で補助を行う。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
医療審							第1回					第2回	
推進会議				第1回		第2回	報告：回復期病棟転換補助及び病棟転換準備経費補助に係る 地域包括医療病棟の取り扱いについて						第3回
調整会議					第1回			第2回	第3回				

10月上旬 要綱改正 & 募集開始

過去に県の補助を受けて急性期から回復期に転換した病棟を地域包括医療病棟に再転換する場合、補助金返還を要するかどうか

7 背景

- 令和6年7月10日付厚生労働省WGにて、**地域包括医療病棟の病床機能の取扱い**について示され、主に提供している機能の実態に照らして**急性期機能と回復期機能のいずれかを自主的に選択**することとなった。



- **過去に県の回復期転換補助を受け、急性期病床から回復期病床に転換した病床を、地域包括医療病棟に転換する場合に、補助金返還を要するかどうかについて、検討する必要がある。**



8 対応方針

- 回復期転換補助は、回復期病床等の不足する病床機能への転換を図る医療機関の施設整備に対して補助することにより、回復期病床等の増床を図ることを目的とする。



①回復期として報告する場合

- 当該地域包括医療病棟は、主に回復期機能を提供していることから、回復期病床への転換を促すという補助目的に資するため、補助金返還は要しない。

②急性期として報告する場合

- 当該地域包括医療病棟は、主に急性期機能を提供していることから、回復期病床への転換を促すという補助目的にそぐわないため、補助金返還を求める。

※病床機能報告で確認する。